

日本労働年鑑 第54集 1984年版
The Labour Year Book of Japan 1984

第三部 労働政策

II 雇用政策

2 職業安定行政と職業訓練行政

3 公共職安と職業訓練

臨調と職安行政

臨時行政調査会は八一年暮から八二年一月にかけて四つの部会の報告書をまとめたが、そのうち第二部会と第三部会の合同分科会の報告で、職安行政については二点に言及した。第一は「労働省の公共職業安定所及びその出張所(約六〇〇箇所)については、労働市場の変化を踏まえ、失業者状況に配慮しつつ再編を進め約六〇箇所整理する」というもので、第二は「職業安定関係の地方事務官制度については次の措置により廃止する。(1)職業安定関係事務については、(1)地方公共団体が事業主体となって行う事務で、例えば、地域雇用開発推進事業、失業対策事業、出稼労働者援護事業等、地域性、独自性の強い事務及び現在都道府県知事に委任されている事務のうち市町村に対し必要な指導調整を行う事務は都道府県において処理する。(2)それ以外の職業安定関係事務は、労働省において処理する。(2)雇用保険関係事務については労働省において処理する。(3)現在、都道府県知事部局において処理することとなる事務を除き都道府県労働局において処理し、当該事務に従事する職員は労働事務官とする」というものである。雇用保険事業と職業紹介事業と職業指導事業は国の事務として処理されるべきものであるとした臨調への労働省の主張をおおむね尊重した内容のものであるといえよう。

地域雇用開発推進事業

この事業は八二年度に発足したもので、雇用失業情勢、特定不況地域、市町村等の協力体制などを勘案して、地域レベルでの経済・産業政策と雇用政策との連動によって地域の雇用開発を促進しようとするものであり、直接には雇用開発給付金による雇用開発の促進をはかろうとするものである。低成長と地方定住志向の増大とによって雇用情勢の地域差が拡大の傾向にあることがその背景となった。

この「事業」では、今後五年間に、全国五〇地域を指定地域として指定することが計画されているが、五七年度には、函館(北海道)、鶴岡(山形県)、足利(栃木県)、長岡(新潟県)、清水(静岡県)、舞鶴(京都府)、呉および呉東(広島県)、新居浜(愛媛県)、佐世保(長崎県)、那覇(沖縄県)の一〇地域(各公共職業安定所の管轄区域)が指定された。「事業」の内容は、三者構成の「地域雇用推進会議」を設置し、それによって地域社会に望ましい「地域雇用開発方針」を定め、地場産業の振興、企業誘致の促進、新規事業の開発(地元の資源利用)、第三次産業の育成、新技術の産業教育の拡充などの主旨に添う企業やプロジェクトにたいしての助成金や援護対策の展開により、雇用開発を促進しようとする主旨のものである。なお八二年に指定対象となった地域は、例外なく特定不況地域であって応急対策的な措置の感はまぬがれがたい。しかしながら、雇用情勢の深刻化の

すうせいを背景とし、今後の成り行きが注目される。

パートバンクの設置

労働省は前年の一〇月一日に、神奈川県横浜と大阪の難波にパートバンクを設置し、職業相談室を配置して、パートタイム就業希望者の職業紹介をはじめたが五七年度には東京の渋谷にパートバンクを開設した。これは、中期的にみて、第三次産業化が進展したこと、女子や高齢者の間で短時間就業の希望者が増加したことから、漸次、パートタイマーの需給システムを強化する必要が生じたことによる。

パートタイマー雇入通知書

最近、女子就業者、とくにパートタイマーが増加する傾向にあるが、その労働条件の不明確さが従来から問題とされてきた。労働省は、一九八二年一二月一七日の労働基準局長通達により、パートタイマーによる「雇入通知書」のモデルを作成し、大都市地域等において試行的に普及をはかることとした。これは、パートタイマーの労働条件確保対策の一環をなすものであるとしている。雇入通知書のモデルは、労働基準法第一五条に定める賃金に関する事項のほか、雇用期間、仕事の内容、始業・終業・休憩時間、休日、休暇、時間外労働等について表示している。なお、通達は、使用者が雇入通知書によって就業規則の作成・届出・周知の義務は免除されないこと、一年間継続勤務しかつ所定日数週五日以上の者は、法律所定の年次有給休暇を与えるべきことも、あわせて指示している。

公共職業訓練の実施状況

八一年四月一日現在、予算上の数字ではあるが、公共職業訓練の施設数は合計三八九校で、その内訳は都道府県立職業訓練施設二八一校、国立職業訓練施設(雇用促進事業)九一校、国立身体障害者職業訓練校一二校、職業訓練大学校一校、市町村立職業訓練校四校となっている。同じく八一年四月一日現在の訓練生定員数は、養成訓練生四万二一一〇人、能力再開発訓練生八万六四四〇人、成人職業訓練生一七万六四六〇人、指導員訓練生一〇八〇人、身体障害者訓練生二六二〇人で、合計三〇万八七一〇人で、前年よりも七万五八四六六人(前年比増三・三%)ほど増加している。成人職業訓練生定員数の増加が顕著であり、成人職業訓練生と能力再開発訓練の訓練生定員数を合計すれば、成人職業訓練の訓練生定員数は二六万二九〇〇人となり、前年よりも三万〇〇三六六人(一二・九%)ほど増加した。有給教育訓練休暇奨励給付金の支給対象事業所が約一五〇〇事業所に達した。

日本労働年鑑 第54集 1984年版

発行 1983年11月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 ●

2001年8月28日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1984年版(第54集)【目次】 次のページ→ ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
